

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
私は、結婚して子供も生まれていたのに、将来を考え、昭和 53 年 10 月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦のどちらかが夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿における払出時期及び前後の任意加入被保険者の加入時期から昭和 54 年 4 月から同年 5 月頃までに払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付又は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、夫婦のどちらかが夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているところ、申立人の元妻は、申立期間及びその前後の期間の保険料を納付しており、申立期間は 6 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年6月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、59年7月から同年12月までの期間及び60年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から同年12月まで
② 昭和56年1月から同年3月まで
③ 昭和57年4月から同年6月まで
④ 昭和58年1月から同年3月まで
⑤ 昭和59年7月から同年12月まで
⑥ 昭和60年10月から62年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。昭和55年分については夫の確定申告書に、57年から59年までの分及び61年から62年までの分については私の確定申告書に、私の国民年金保険料が記載されている。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③から⑥までについては、申立人は、昭和60年分を除き当該期間に係る確定申告書(控)を所持しており、申立期間③から⑤までの期間及び申立期間⑥のうち61年及び62年については、申立人の57年分、58年分、59年分、61年分及び62年分の確定申告書(控)に記載されている社会保険料控除額は、年間における国民年金保険料合計額とおおむね一致する上、申立人の確定申告書を作成していた税理士は、申立人から提出された領収証書等に基づいて作成していたと説明している。

また、それぞれの当該期間を通じて、夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないところ、申立期間⑥のうち昭和60年10月から同年12月までは3か月と短期間であり、当該期間直前の国民年金保険料は納付済みである上、上記のように、前後の年の確定申告書の社会保険料控除額欄には国民年金保険料の記載がある。

2 申立期間①及び②については、申立人及びその夫は夫の昭和 55 年分の確定申告書（控）に申立人の同年の国民年金保険料控除額を記載していると他の年とは異なる主張をしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿索引票により 56 年 12 月頃に払い出されたと推認でき、55 年中に国民年金保険料を納付することができないことから、当該確定申告書（控）記載の社会保険料控除額に信憑性^{びよう}があるとは言い難く、申立人及びその夫の上記主張は不自然である。

また、上記払出時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、家計の金銭管理をしていたとする夫は、遡って保険料を納付したことはないと説明している。

さらに、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成22年7月1日から24年1月14日までの期間について、標準報酬月額決定の基礎となる22年6月及び23年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成22年6月1日から24年1月14日まで
A社に勤務した期間の給与明細書によると、ねんきん定期便における保険料納付額より高い厚生年金保険料が控除されている。当該給与明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成22年6月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年7月1日から24年1月14日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成22年7月から23年12月までについては、オンライン記録によると、22万円と記録されている。

一方、申立人のA社における資格取得日は平成 22 年 6 月 1 日であるため、当該期間のうち、同年 7 月から 23 年 8 月までについては、定時決定の基礎となる期間がなく、随時改定の対象ともならないことから、資格取得時の報酬月額により判断される
ところ、B機構C事務センターは、「申立人から提出された給与明細書を確認したところ、各種手当のうち個数手当については、歩合的な賃金であるため平均額を算出することができないことから、個数手当を除いた各種手当を算入した報酬月額を資格取得時の報酬月額とすることが妥当である」と回答している。

したがって、申立期間のうち、平成 22 年 7 月から 23 年 12 月までについて、上記給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる 22 年 6 月及び 23 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、申立人のA社における標準報酬月額を 26 万円に訂正することが必要である。

3 一方、申立期間のうち、平成 22 年 6 月について、上記同年 6 月分の給与明細書によると、申立人は、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成7年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において関連会社間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る履歴書及び同社の社会保険担当者の供述から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（平成7年4月1日にA社から同社の関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成7年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社が加入していたC厚生年金基金の担当者は、「申立期間当時の社会保険事務所、厚生年金基金及び健康保険組合への届出は複写式の様式を使用していた。」旨供述しているところ、当該厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員資格喪失届に記載されている資格喪失日は平成7年3月31日であることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保

険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（B市）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和38年10月1日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から同年11月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和38年5月から申立期間を含めて40年1月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社について、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、同社（C区）は、昭和38年10月1日に適用事業所でなくなった後、B市に移転したことから、当初、同社（B市）が適用事業所となった日は同日とされていたところ、同社（B市）が40年10月18日にD区に移転した際に、D社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所となった日（昭和38年10月1日）が38年11月1日に訂正されていることから、同年10月の1か月間が空白期間となっていることが確認できる。

また、A社（B市）に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人を含む被保険者24人全員の資格取得日についても、当初、昭和38年10月1日とされていたところ、39年1月9日付けで、遡及して38年11月1日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時のA社の事業主及び同僚の供述により、申立人を含む上記被保険者全員は、申立期間においても同社（B市）に勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が行ったA社（B市）が適用事業所となった日及び申立人に係る資格取得日についての上記遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社（B市）における資格取得日を昭和38年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社（B市）における昭和38年11月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月25日は33万円、同年12月16日は35万円、22年7月25日は42万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和61年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月16日
③ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成20年7月25日は33万円、同年12月16日は35万円、22年7月25日は42万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月25日は43万円、同年12月16日は47万円、22年7月25日は55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月25日
② 平成20年12月16日
③ 平成22年7月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の破産管財人が保有している賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成20年7月25日は43万円、同年12月16日は47万円、22年7月25日は55万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 22 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間において賞与が支給され、保険料も控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する平成 17 年 12 月賞与分支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記支給控除項目一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年11月30日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年9月及び同年10月の標準報酬月額については、同年9月は26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月30日から9年1月1日まで
② 平成9年1月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料は控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、平成9年1月に同社が社名変更してB社となった後も同年5月31日まで継続して勤務し、保険料も控除されていたので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成8年9月30日から同年11月30日までの期間について、雇用保険の加入記録及び経理担当者の供述から、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、当初、平成8年11月30日と記録されていたところ、9年2月12日付けで、8年10月の定時決定の記録が取り消され、同年9月30日に遡及して訂正されていることが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日についても、9年2月12日付けで、8年9月30日に遡及して訂正されていることが確認できるほか、申立人と同様の処理が11人の従業員についても行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人が同社の取締役であったことを確認することはできない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、A社が厚生年金

保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る上記資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年11月30日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失日の訂正処理前の記録から、平成8年9月は26万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成8年11月30日から9年1月1日までの期間について、A社の事業主の供述から、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記事業主は、当該期間当時、経営悪化により厚生年金保険料の滞納があったとしているところ、申立人のほか経理担当者、複数の同僚及び従業員は、平成8年夏頃以降、給与の遅配及び数か月分の未払いがあり、9年1月に労働基準監督署に相談したが、結局、未払いとなっていた給与は支払われなかったと供述していることから、申立人の当該期間における給与の支払及び保険料控除を確認することができない。

また、申立人は、当該期間における保険料控除が確認できる資料を保有していないため、オンライン記録により、上記資格喪失日の訂正処理が行われていることが確認できる事業主及び申立人を除く10人のうち、所在が判明した6人に保険料控除を確認できる資料の保有について照会したところ、3人から回答があったが、いずれも当該資料を保有していないことから、申立人の当該期間における保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、平成9年1月にA社が社名変更してB社となった後も同年5月31日まで勤務していたと供述しているところ、同年1月31日までA社に勤務していたとする同僚は、「申立人は自身が退職するときには勤務していた。しかし、社名が変更になったことは知らない。」と供述しており、同社に係る商業・法人登記簿謄本においても、同社がB社に社名を変更した事実は確認できない。

また、適用事業所検索システム及びオンライン記録においても、B社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、申立人のB社における雇用保険の加入記録を確認することができない上、雇用保険の受給記録によると、申立人は、平成9年2月26日に求職者給付の受給手続を行い、同年3月5日から同年6月2日までの期間に係る基本手当を受給していたことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間②における保険料控除が確認できる資料を保有しておらず、給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和53年4月6日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和52年7月から53年3月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年7月31日から53年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び従業員の供述により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人に係る資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和52年7月31日（以下「全喪日」という。）の後の53年4月6日（以下「喪失処理日」という。）付けで、遡って52年7月31日とする資格喪失届が受け付けられていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、喪失処理日に資格喪失届が受け付けられている19人のうち12人（申立人を含む。）について、資格喪失日を全喪日とする処理が行われていることが確認できる上、全喪日から喪失処理日までの間に資格喪失日がある5人について、当初の資格喪失日が全喪日と同日に訂正されていることが確認できるほか、全喪日後に被保険者資格を取得した二人については、当該資格取得日が取り消されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は、喪失処理日において法人事業所であったことが確認でき、かつ、上記被保険者名簿により5人以上の従業員を使用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、上記登記簿謄本によると、申立人が申立期間において役員であったことは確認できず、複数の従業員は、「申立人は経理業務をしていたが、権限は事業主にあった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る資格喪失処理を遡って行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を喪失処理日である昭和53年4月6日に訂正することが必要である。

なお、昭和52年7月から53年3月までの標準報酬月額については、申立人のA社における52年6月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和53年4月6日から同年10月1日までの期間について、上記のとおり、申立人がA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、また、申立人が提出したA社の総勘定元帳における「預り金」勘定において、申立人の給与から当該期間の厚生年金保険料が控除されていることを確認できない上、申立人自身が「保険料は天引きされていない。」と供述している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 7 月 25 日は 44 万 6,000 円、21 年 7 月 20 日は 48 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 25 日
② 平成 21 年 7 月 20 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 7 月 25 日は 44 万 6,000 円、21 年 7 月 20 日は 48 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

東京（神奈川）厚生年金 事案 24195（事案 21469 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月23日、厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年3月16日であると認められることから、申立人の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月1日から同年11月1日まで
② 昭和17年2月21日から20年3月16日まで
③ 昭和20年10月1日から21年12月1日まで
④ 昭和22年2月10日から同年12月1日まで
⑤ 昭和23年2月から同年6月29日まで
⑥ 昭和23年6月30日から同年9月1日まで
⑦ 昭和24年3月1日から同年4月30日まで
⑧ 昭和25年8月22日から26年1月28日まで
⑨ 昭和26年6月12日から同年10月30日まで
⑩ 昭和52年11月14日から同年12月1日まで
⑪ 昭和53年5月2日から同年6月1日まで
⑫ 昭和54年10月12日から同年11月2日まで

申立期間①から⑨までについては、船員保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、勤務実態及び船員保険料の控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないとの通知を受けた。しかし、当該期間には間違いなく乗船していた。特に昭和17年から23年までの6年間も記録が全く無いのは考えられない。また、同年1月に試験を受けて同年6月に登録した五級海技士の資格は、3年以上の乗船経験が無いと試験を受けられない資格であり、同年以前に3年以上乗船していたのは間違いないので、再度調査して、当該期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間⑩から⑫までについては、船員手帳を提出するので、当該船員手帳に記載されている期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から⑨までに係る申立てについて、申立人は、船員手帳を保有していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険の取扱いについて確認することができず、また、申立人に係る船員保険被保険者台帳においても、当該期間における船員保険被保険者資格の得喪の記録は確認できない等の理由から、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 10 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の調査において、申立期間②について、A社を船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できないものの、当該事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、当該期間のうち、昭和 17 年 6 月 23 日から 20 年 3 月 16 日までの期間について、申立人に係る労働者年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、申立期間②について、A社を船舶所有者とする船舶に乗船し、船員として勤務していたので、船員保険に加入していたと主張しているが、当該期間において当該事業所は船員保険の適用事業所となっておらず、昭和 17 年 6 月 1 日に労働者年金保険の適用事業所となっていること、申立人が記憶している同僚の船員が上記被保険者名簿において労働者年金保険法施行前の 16 年 11 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得し、17 年 1 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していること、及び労働者年金保険払出簿において当該事業所と同業種の事業所が労働者年金保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所の事業主は、船員であっても船員保険ではなく、労働者年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、上記被保険者名簿の記録は、申立人に係る記録であると認められることから、A社の事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 23 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 3 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿の記録から、60 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 17 年 2 月 21 日から同年 6 月 23 日までの期間について、上記のとおり、A社は船員保険の適用事業所となっていない上、申立人は、乗船していた船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているものの、その全員の所在が不明しいことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

なお、申立人は、当該期間のうち、昭和 17 年 2 月 21 日から同年 4 月 3 日までの期間について、B氏を船舶所有者とする船舶の船員保険の被保険者となっていることが確認できる。

2 申立期間①について、申立人は、B氏の船舶に乗船し、勤務していたと述べている。

しかしながら、B氏を船舶所有者とする船舶は、昭和 28 年 6 月 1 日に適用事業所でなくなっていることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について

確認することができない。

また、申立人は、上記船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、その全員の所在が判明しないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社の船舶に乗船し、勤務していたと述べている。

しかしながら、C社所有のD丸及びE丸に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が記憶している3名の同僚に係る当該期間より前の記録は確認できるものの、当該期間において申立人及び申立人が記憶している複数の同僚の氏名は確認できない。

また、申立人は、当該船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、死亡又は所在が判明しないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記死亡した同僚及び申立人に係る船員保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）において、当該期間当時の船員保険の加入記録は確認できない。

申立期間④について、申立人は、F氏の船舶に乗船し、勤務していたと述べている。

しかし、日本年金機構は、「F氏を船舶所有者とする船舶について、昭和37年6月1日に船員保険の適用事業所となった記録は確認できるが、申立期間④における船員保険の適用は確認できない。」と回答している。

また、申立人は、当該船舶の船長及び複数の同僚の氏名を記憶しており、所在が判明した同僚1名は、「申立人と一緒に乗船したが、自分も加入記録が無い。また、船員手帳をなくしたので、乗船期間については分からない。」と回答しており、他の者は所在が判明しないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた船舶所有者の弟も当該期間において船員保険の加入記録が確認できず、F氏が所有していた全ての船舶に係る船員保険被保険者名簿でも当該期間に申立人及び同僚の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、昭和22年11月にG県Hで遭難し、同県のI局（当時）に遭難届を提出したとしているが、J支局（I局の現在の組織）は、遭難届の保存期限は30年で、保存期間を超えるものについては分からないとしている。

申立期間⑤について、申立人は、K事業所（当時）の船舶に乗船し、沈没船の引揚げ作業に従事していたと述べている。

しかし、L本部、M市N局及びM市資料室に確認したところ、当時の資料が無いため、沈没船の引揚げ事業を確認できず、日本年金機構もK事業所を船舶所有者とする船舶の船員保険の適用は確認できないと回答している。

また、申立人は、当該船舶の船長の名字しか記憶していないため個人を特定できず、氏名が特定できた同僚は、申立人と同様に当該期間において船員保険の加入記録が確認できない。

さらに、上記同僚は、所在が判明しないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑥及び⑦について、申立人は、〇事業所（当時）の船舶に乗船し、また、申立期間⑦について、昭和 24 年 3 月 * 日に同事業所を解散したが、残務整理があり、同年 4 月末まで勤務していたと述べている。

しかし、〇事業所を船舶所有者とする船員保険被保険者名簿において、申立人が記憶している 3 名の同僚も申立人と同日の昭和 23 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人に係る当該被保険者記録は旧台帳とも一致している。

また、上記被保険者名簿によると、当該船舶は昭和 24 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、申立期間⑦は適用事業所でないことが確認できる。

さらに、申立人は、同僚 3 名の氏名及び 2 名の名字のみを記憶しているが、3 名は所在が半明せず、1 名は氏名を特定することができず、他の 1 名は上記被保険者名簿に加入記録が無い。そこで、上記被保険者名簿において所在が確認できた従業員 3 名に照会したところ、回答を得られた 2 名のうち 1 名は申立期間⑥において乗船していなかったとしており、もう 1 名は申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間⑥及び⑦における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑧について、申立人は、P 氏の船舶に乗船し、勤務していたと述べている。

しかし、船舶所有者記号簿から、P 氏の新規適用日は昭和 26 年 2 月 1 日、適用でなくなった日は 29 年 11 月 27 日であることが確認でき、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿から、申立人、船舶所有者及び従業員 2 名が 26 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しており、申立人と同様に同日より前の船員保険の加入記録は無い。

また、申立人が記憶している同僚 2 名は、申立人と同日の昭和 26 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得しているところ、1 名は申立人の乗船期間については不明としており、もう 1 名からは回答を得られないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑨について、申立人は、Q 社の船舶に乗船し、勤務していたと述べている。

しかし、Q 社を船舶所有者とする船舶は、昭和 29 年 3 月 1 日に適用事業所でなくなっており、同社に係る商業登記の記録は確認できず、事業主の所在は不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、所在が半明しないことから、これらの者から当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

そこで、上記船舶に係る船員保険被保険者名簿において、当該期間において加入記録がある被保険者のうち、所在が半明した従業員 1 名に照会したところ、申立人を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、今回の再申立てに当たり、5 級海技士免許の照会記録の写しを提出しており、5 級海技士の資格を取得するためには、3 年以上の乗船経験が無いと試験を受けられないので船員保険に加入していたと主張しているが、R 局 S 係に確認したところ、受験に必要な乗船履歴は船員手帳の雇入期間又は事業主の証明書等により確認しているので、船員保険の加入期間と海技士試験の受験に必要な乗船期間とは関

係が無い旨回答していることから、申立人の主張が直ちに船員保険の加入期間の根拠とはならない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①、申立期間②のうち、昭和17年2月21日から同年6月23日までの期間及び申立期間③から⑨までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間⑩について、T社を船舶所有者とする船舶は、昭和56年3月30日に適用事業所でなくなっており、申立人が乗船していた52年12月1日から53年5月1日まで一緒に乗船していた従業員は、死亡又は所在が不明なことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

申立期間⑪について、U氏を船舶所有者とする船舶は、昭和53年10月14日に適用事業所でなくなっており、申立人が乗船していた同年6月1日から同年9月30日まで一緒に乗船していた従業員は、死亡又は所在が不明なことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、U氏を船舶所有者とする船舶所有者別被保険者名簿から、V丸の新規適用日は昭和53年6月1日、適用でなくなった日は同年10月14日であることが確認でき、V丸の全乗組員に係る船員保険被保険者の資格取得日は、申立人と同様に、同年6月1日となっていることが確認できる。

申立期間⑫について、W社を船舶所有者とする船舶は、昭和60年8月27日に適用事業所でなくなっており、申立人が乗船していた53年10月2日から54年10月12日まで一緒に乗船していた従業員は、死亡又は所在が不明なことから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

なお、申立人は、申立期間⑩から⑫までについて、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって当該期間が船員保険の被保険者期間に該当するのではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、申立人が所持する船員手帳記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得及び喪失の根拠とすることはできない。

このほか、申立人の申立期間⑩から⑫までにおける船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年5月16日から同年6月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された人事カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、上記人事カードには、昭和28年5月15日に申立人がA社C支店から同社D支店へ異動したと記載されているが、同社D支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年6月15日であるところ、B社は、「当時、新設支店が適用事業所となるまでは、異動前に在籍していた支店で厚生年金保険に加入させていた。」旨回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格をA社C支店において有していたと認められ、資格喪失日は同年6月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和28年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社及び複数の従業員の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社B営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

しかしながら、A社は、B営業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和45年4月1日より前の期間について、B出張所に勤務する従業員に係る厚生年金保険の事務手続は本社で一括管理していた旨回答していることから、申立人は、申立期間について、同社において被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年4月23日は46万6,000円、同年7月24日は26万2,000円、同年12月24日は30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月23日
② 平成15年7月24日
③ 平成15年12月24日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。明細書は保有していないが、申立期間において賞与の支給があったと記憶しているので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる賞与額から、平成15年4月23日は46万6,000円、同年7月24日は26万2,000円、同年12月24日は30万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年8月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が20万円から15万円に減額訂正されている。給与が15万円に減額されたことはなかったため、標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額について、当初、20万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年8月31日）の後の平成4年9月11日付けで、3年6月に遡って15万円に随時改定された後、4年9月14日付けで、3年6月の当該随時改定記録を取り消した上、さらに、同年8月に15万円に随時改定されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、申立人は社会保険事務に関与しておらず、自分が事業主印を管理していた旨供述している上、取締役の一人も、事業主印は代表取締役が管理しており、申立人は社会保険事務に関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る上記随時改定処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月15日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社B営業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所は、昭和45年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

しかしながら、A社は、B営業所が厚生年金保険の適用事業所となる昭和45年4月1日より前の期間について、B出張所に勤務する従業員に係る厚生年金保険の事務手続は本社で一括管理していた旨回答していることから、申立人は、申立期間について、同社において被保険者資格を有していたものと考えるのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失日を昭和45年4月1日と届け出ており、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付したと主張しているものの、これを確認できる関連資料

及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 7 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 61 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 22 年 2 月 5 日から同年 12 月 8 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、7 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 28 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 21 年 12 月 10 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 21 年 11 月 18 日から 22 年 4 月 25 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、28 万 9,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 6 月 29 日は 52 万 7,000 円、21 年 12 月 10 日は 13 万 9,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日
② 平成 21 年 12 月 10 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 19 年 6 月 14 日から 20 年 4 月 17 日までの期間及び 21 年 10 月 8 日から 22 年 4 月 11 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ

る平成24年9月4日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、平成19年6月29日は52万7,000円、21年12月10日は13万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 35 万 4,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 17 年 11 月 12 日から 19 年 2 月 14 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、35 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万 6,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 30 日

A社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 5 月 20 日から 19 年 3 月 23 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、30 万 6,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 8 日は 52 万 1,000 円、20 年 12 月 10 日は 70 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 11 月 12 日から 19 年 4 月 22 日までの期間及び 20 年 12 月 23 日から 21 年 4 月 20 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ

る平成24年9月4日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、平成18年12月8日は52万1,000円、20年12月10日は70万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 22 万 8,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 22 年 6 月 30 日

A社に勤務していた期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 22 年 5 月 3 日から 23 年 3 月 5 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、22 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を 41 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 17 年 11 月 10 日から 18 年 9 月 12 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成 24 年 9 月 4 日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、

事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第 75 条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、41 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 6 月 30 日は 31 万円、19 年 12 月 10 日は 67 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 4 月 15 日から同年 9 月 9 日までの期間及び 19 年 12 月 17 日から 20 年 6 月 20 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ

る平成24年9月4日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、平成18年6月30日は31万円、19年12月10日は67万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、事業主は、申立期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく申出を行ったと認められ、申立期間の保険料徴収は免除されることから、当該記録を取り消し、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 18 年 12 月 8 日は 17 万 2,000 円、20 年 12 月 10 日は 65 万 7,000 円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 8 日
② 平成 20 年 12 月 10 日

A 社に勤務している期間のうち、育児休業期間中に支払われた申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

一方、厚生年金保険法第 81 条の 2 により、被保険者が育児休業制度を利用する場合については、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る厚生年金保険料の徴収を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、平成 18 年 9 月 14 日から 19 年 4 月 20 日までの期間及び 20 年 12 月 24 日から 21 年 5 月 25 日までの期間について、同法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが認められる。

また、事業主から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後であ

る平成24年9月4日に提出したことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、事業主が、申立期間当時に申立期間に係る賞与支払届を提出しておらず、同法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる賞与額から、平成18年12月8日は17万2,000円、20年12月10日は65万7,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年6月までの期間及び54年1月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年12月から49年6月まで
② 昭和54年1月から同年11月まで

申立期間①については、私か父のどちらかが、申立期間②については、父が、私の国民年金の加入手続を行い、父が私の国民年金保険料を家族の保険料と一緒に納付してくれていたと思うので、申立期間①及び②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身か父親が昭和48年12月の会社退職を契機に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金の手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、54年12月頃に払い出されたと推認できるところ、申立人は、当該年金手帳の初めて被保険者となった日は、同年12月28日であると説明しており、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することが困難である上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。母から、「私があなたの保険料を納付していたことを憶えておいてね。」と言われ、昭和48年4月に就職した会社にも、当時所持していた国民年金手帳を提出した記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和58年1月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に関与していないことから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月 1 日から平成 4 年 1 月 21 日まで
A社に監査役等として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた報酬月額よりも引き下げられているので、調査して標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、昭和 63 年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から平成元年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 2 年 7 月までは 44 万円、同年 8 月から 3 年 12 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 5 年 12 月 31 日より後の 6 年 4 月 28 日付けで、昭和 63 年 8 月に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、平成 4 年 1 月 4 日から同社の共同の代表取締役役に就任しており、当該遡及減額訂正処理日である 6 年 4 月 28 日においても同社の共同の代表取締役であったことが確認できる。

そして、当該遡及減額訂正が行われた当時、同社において、申立人と共同で代表取締役であった者も、申立人と同様に標準報酬月額の遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人と共同の代表取締役は、「社会保険料については、期間や金額は記憶していないが、申立期間の後半に滞納していた。このため、社会保険事務所（当時）の担当者が来社し、標準報酬月額の遡及減額訂正の提案があったので、遡及減額訂正の手続を行った。」としている。

なお、申立人は、「A社は、もう一人の代表取締役が会社の実権を握っており、標準報酬月額の引下げについて、相談や了解を求められた記憶は無い。」と主張しているが、

もう一人の代表取締役は、「共同代表取締役で、財務担当役員であった申立人は、社会保険事務所の担当者が来社した際に同席しており、標準報酬月額の遡及減額訂正について了解を取った。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の共同の代表取締役として、同社が標準報酬月額の遡及減額訂正の届出を行ったことについて、当該遡及減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで
A社でB職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和 33 年 6 月に同社に入社して以降継続して勤務し、申立期間も厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の経営者となる目前の時期に同社を退社するはずがないと主張しているが、同社は、昭和 40 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社の商業・法人登記簿謄本により、申立人は、昭和 37 年 11 月 29 日に同社の代表取締役就任していることが確認できるが、保険料控除を確認できる資料は保管していないと供述していることから、申立期間の保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者記録を有することが確認できる従業員 7 人（既に死亡の事業主を除く。）のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうち二人は、「申立人は、B職であったが、申立期間に勤務していたかどうかは記憶していない。」と回答しており、一人は、「昔のことで申立人を思い出せない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

加えて、申立人が氏名を挙げた同僚 6 人は、全員が厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立期間以降である上、これらの同僚から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける資料は得られなかった。

その上、上記被保険者名簿において、申立人の資格取得日は昭和 33 年 6 月 1 日、資

格喪失日は35年2月1日とされ、36年4月1日に再度資格を取得しており、当該記録は、オンライン記録と一致している上、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで
③ 平成 4 年 3 月 24 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。学校を昭和 40 年 3 月に卒業し、同年 4 月、同社に入社した。同社では販売員として先輩の下で実際に勤務したが、実習期間や見習期間と言われたことは一切無い。当時の給料明細は保有していないが、入社時に健康保険証をもらったことを覚えており、保険料は給料から天引きされていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B社において、昭和 49 年 3 月に技術手当が支給されるようになり、同年 6 月に標準報酬月額は 16 万円になったが、その後、同年 10 月時点も給料に変動が無いにもかかわらず、申立期間②の標準報酬月額が 15 万円と誤って記録されているので、16 万円に訂正してほしい。

さらに、C社D営業所での資格取得時の標準報酬月額は 11 万円と決定されているが、実際の固定給は 40 万円であり、最低でも手取額は 60 万円、また 100 万円の月も 2 度あり、平均すると 80 万円程度だった。資格取得時決定記録に誤りがあるので、申立期間③の標準報酬月額を 80 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の複数の従業員の供述により、申立人は、当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被

保険者名簿により、当該期間に被保険者記録が確認できる従業員のうち、所在が判明した46人（申立人を除く。）に照会し、28人から回答が得られたところ、そのうち、昭和40年4月1日に入社したとする6人の資格取得日は、同被保険者名簿によると同年7月1日と記録されていることが確認できる上、当該6人のうちの一人から提出された給与支給票では、同年7月以降の厚生年金保険料の控除が確認できるものの、同年4月から同年6月までの保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記回答のあった従業員のうちの4人は、当該期間は、試用期間又は見習期間であったと回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、B社は、複数回の本社移転のため、当該期間当時の保険料控除が確認できる資料は保存しておらず、申立人に係る昭和49年10月の定時決定において標準報酬月額が下がった理由については不明である旨供述している上、申立人は当該期間に係る保険料控除が確認できる資料を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の加入記録によると、「標準報酬等級並に適用年月日」欄に昭和49年10月の標準報酬月額は15万円と記録され、B社に係る事業所別被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和49年10月の定時決定において申立人を含む多くの従業員の標準報酬月額に変動があったことが確認できる上、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の従業員のうち、所在が判明した86人に給与の変動要素について照会したところ、39人から回答が得られたが、申立てを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、B社における当該期間当時の社会保険事務担当者は、同社は3月から翌年2月までの1年間を会計期間とする2月期決算であり、毎年3月の昇給及び手当の増減等を6月の随時改定に反映し、また、8月に算定基礎届を提出する際には当時の社員数から手作業で事務処理を行うのは困難であり、コンピューターによる計算結果を基に正しい手続をしていた旨供述している。

その上、上記被保険者名簿において、申立人に係る標準報酬月額の記録について遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、C社D営業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人に係る平成4年3月24日付け資格取得時の標準報酬月額は11万円と記録され、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、C社本社から提出された人事カードの「職位」欄には、平成4年3月24日付けで「嘱」と、また同年7月16日付けで「正」とそれぞれ記載されていることが確認できる。同社は、「平成4年3月24日に入社後同年7月15日までは養成期間であり、申立人の乗務員としての乗務開始は同年7月16日である。また、当時の養成期間中の賃金は日当5,000円、1か月の勤務日数は22日で、月額は11万円であることから、当該月額を資格取得時の標準報酬月額としている。なお、当時、乗務員の給与体系は完全歩合制であり、固定給は無い。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、平成4年2月から同年9月までの資格取得者43人のうち、資格取得時の標準報酬月額が11万円と記録されている者は、申立人を含め19人いることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額の記録について遡及訂正等の不自然な訂正処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 24 日から 48 年 4 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時にA社B部で勤務していた複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社から提出された申立人に係る厚生年金台帳によると、申立人の資格喪失日は昭和 43 年 4 月 24 日と記録され、同社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の資格喪失日と一致し、雇用保険の離職日とも符合している。

また、A社の担当者は、「申立人に係る資料は、厚生年金台帳及び失業保険被保険者台帳しかなく、申立期間の厚生年金保険の加入状況は不明である。しかし、申立人は社員名簿に名前が無く、正社員ではなかったと思う。厚生年金保険の加入記録がある期間はC部採用のアルバイトだったと思うが、申立期間は上司から提出された月次の支払メモにより、B部において給与が支払われている状況が認められるので、同部採用のアルバイトだったと思う。正社員及びC部採用のアルバイトは厚生年金保険に加入させたが、各部採用のアルバイトは加入させなかった。また、C部採用のアルバイトは1年更新で最長2年だった。」と供述している。

さらに、従業員の一部が、「自分はB部で昭和 42 年 6 月から約 3 年半勤務したが、厚生年金保険の加入期間は、最初の1年間だけだった。当時同部で勤務していた大卒女性も全員アルバイトだったと思う。」と供述しているところ、申立期間にB部でアルバイトとして勤務したと供述している複数の従業員には、A社での厚生年金保険の加入記

録が確認できない。

加えて、申立人の上司からA社を通じて提出された申立人に係る昭和 43 年5月から44 年 12 月までの月次の支払メモ及び同人の供述により、申立人の申立期間の雇用形態は、それまでの期間の雇用形態から変更があったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 57 年 12 月まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社でタクシー乗務員として勤務し、厚生年金保険料も給与から引かれていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員が申立人を覚えていることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 28 年以降における社会保険の被保険者資格の取得及び喪失を記載した台帳を保有しているところ、当該台帳において、申立期間に申立人の氏名を確認することができない旨回答している。

また、A社は、乗務員台帳及び賃金台帳の保存期間は7年であり、当時の資料は廃棄しており、当時を知る者もないので、申立人の雇用形態及び保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、A社の元従業員で給与及び社会保険の担当者は、「当時は入社時における希望で社会保険に加入しない者もあり、その人数は従業員約 200 人のうち 30 人前後だった。」旨回答しており、他の複数の元従業員も、同社には厚生年金保険に加入していない従業員が複数いた旨回答していることから、同社は従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、申立期間中である昭和 54 年 7 月 4 日に求職の申込みをし、同年 8 月 11 日から同年 11 月 8 日までの期間に係る雇用保険の基本手当を受給していたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで
② 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 3 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務しており、給与から保険料も引かれていたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している同僚及び従業員の回答から、申立人が、平成 15 年にA社のD職として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、A社の事業は引き継いだ、直近のデータのみ提供を受けており、申立期間①当時の資料は無く、申立人が在籍していたかどうかは不明であり、D職に係る厚生年金保険の取扱いについても分からない旨回答している。

また、自身がA社の総務担当だったと回答した者及び同僚の一人が、申立人と同職種だったとする者の名前を二人挙げているものの、オンライン記録によると、当該二人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

さらに、申立期間①の雇用保険の加入記録は確認することができない上、平成 14 年 4 月 16 日から当該期間内の同年 11 月 11 日まで、前職に係る基本手当を受給していたことが確認できる。

加えて、E健康保険組合から提出された「健康保険資格証明書」に記載された被保険者証の記号番号から、申立人は、申立期間①に同健康保険組合の任意継続被保険者だったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、C社が発行した在職証明書から、申立人がF職として平成15年9月16日に入社し、16年2月29日に退職したことが確認できる上、同社での雇用保険の加入期間は、15年10月1日から16年2月29日までと記録されていることが確認できる。

しかしながら、C社は、源泉徴収簿を確認した結果、同時期に在籍していた他の者は厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除しているが、申立人については厚生年金保険に未加入のため厚生年金保険料を控除していない旨供述している。

また、C社から提出された平成15年分及び16年分の所得税源泉徴収簿における社会保険料等の控除額は雇用保険料相当額のみであることが確認できる。

さらに、E健康保険組合から提出された「健康保険資格証明書」に記載された被保険者証の記号番号から、申立人は、申立期間②に同健康保険組合の任意継続被保険者だったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。